第3回茨城県地域防災計画改定委員会

1 日 時 : 平成25年2月12日(火)午後3時~

2 場所: 水戸京成ホテル 瑠璃の間

3 出席者 : 山田委員長 藤城委員 会田委員 鈴木委員

平野委員(代理) 小林委員(代理) 小田部委員

齋藤委員 久慈委員 山本委員 糸井川委員

大井委員

(順不同)

4 結果: 各委員からの原子力防災に係る主な意見は別紙のとおり

○山田委員長

皆様、本日は、お忙しいところご参集いただきましてまことにありがとうございます。 筑波大学システム情報系の山田でございます。当委員会の委員長を務めさせていただいて おります。

地域防災計画につきましては,原子力災害対策計画を除き,昨年度に改定を終えた次第ですが,原子力災害対策計画に係る改定委員会は,前回の開催が昨年2月ということで,その間に国のほうでもいろいろ指針等の動きがございました。詳しくは後ほど事務局からお話があると思いますが,福島第一原子力発電所事故を踏まえまして,原子力規制委員会が発足するとともに,防災基本計画の改定や原子力災害対策指針の策定など,大きな枠組みの変更がなされたようでございます。特に,原子力対策指針については,昨年10月に大きな改定があり,2月には,前回の改定で今後の検討とされていた事項について,一部の積み残しはあるものの,おおむね示されることになるようでございます。

そのような中で、11月以降、部会のほうでは3回にわたりご審議をいただき、今回の案が取りまとめられたと聞いております。改定に当たりましては、なかなか難しい点もあるかと存じますが、当委員会といたしましては、本日、実りのある議論をしていただき、成果がまとめられればよいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせいただきます。

まず、最初の議題、地域防災計画の改定についてですが、まず原子力災害対策にかかわるこれまでの動きについて、事務局より説明願います。

○事務局説明

○山田委員長

どうもありがとうございました。では、ただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、続いて、茨城県地域防災計画(原子力対策計画編)の改定について、説明をお願いします。

まず、原子力災害対策検討部会のこれまでの検討経過について、藤城部会長から説明をお願いいたします。

○藤城部会長

検討部会の部会長を仰せつかっている藤城でございます。これまでの審議の経過について簡単にご紹介いたします。それでは、資料2をごらんいただきまして参照していただきたいと思います。

まず、これまで6回開催いたしましたが、1回目は、一昨年の9月にこの改定委員会と合同で開催いたしまして、そこでは、東日本大震災の全体的なことをベースに原子力関係も防災も含めて基本的なご意見をいただいたところであります。それを受けまして、第2回以降、検討部会としての開催を単独で行ってまいりました。2回、3回につきましては、第1回目でいろいろご指摘いただいたご意見をベースに、これからの原子力防災分野での

課題を摘出し、具体的にはここに2回目の1から5に書いてありますように、EPZの拡大と書いてありますが、避難、あるいは防災計画の範囲を、従来8キロとか10キロという範囲でやっていたところ、福島では30キロ、あるいはそれを越えるところの飯館村の対策など、広域の必要が生じてきたというようなところで、そういう対策域の拡大、それから通信・連絡、住民避難、被ばく医療、モニタリング等々についての課題の摘出を議論いたしました。その後、それをより具体化するという議論を進めていたものが3回でありますが、その後、ただいまのご説明にあったように、国のほうでもいろいろな議論が進みまして10月の末に規制委員会のほうから指針が出されました。それを受けて、茨城県でもそれを反映させて、できるだけその時点での最善の改定を行おうということで始まったのが4回から6回にかけての議論でございます。まず4回では、国の防災指針を受けての県での見直しの方向性をどういうふうにしていくかという議論をした上で、それを受けた素案を事務局につくっていただきまして、5回、6回と2回ほど議論をいたしました。きょう、事務局のほうからこれからご説明をいただく素案は、この5回、6回でいろいろ検討していただいた結果でございます。

先ほどの事務局の説明にもありましたように、6回まででいろいろのご意見が出されて、それを受けての素案でございますが、さらに多少先取りしておりますのは、6回目あたりでも議論があったのですが、実際の防災対策をする上での時間的なところがもうちょっときちっと決まっていなければなめじゃないかというような議論もありまして、それの根拠となるものとして、先ほどの説明の中にEAL・OILというような英語の言葉で出ていますが、いわゆるいろいろなアクションをとる上での判断基準等が、今パブコメ中でありますが国から示されつつあるというところで、そういうようなものも多少取り込んだ形で素案がつくられております。ヨウ素剤についても、どう配るかという議論がいろいろあるわけでございますが、そういったところも国の指針を受けた形で盛り込んで、素案として皆さんにご議論いただくような形でまとめたものが現在の素案として準備いたしております。

経過としては、以上のように6回の議論を重ねてまいりましたので、それをベースにまとめた素案については、事務局のほうからご説明をいただきたいと思います。

以上でございます、よろしくお願いいたします。

○事務局説明

○山田委員長

どうもありがとうございます。非常に多岐にわたっておりまして、細かい部分についてはすべてを説明いただく時間もないということでございますが、ただいまの説明について質問等、全部一度にやるよりは章ごとにやっていったほうがよいかと思いますので、まず、第1章、総則関連で何かご質問等ございますか。ここでは主に新しい概念としてPAZ、UPZが導入されたということで、その設定と、あとは取るべき対応としてEALあるいはOILというようなものが定められているというところでございますが、国の指針にの

っとった変更がなされたということだと思いますが、いかがでしょうか。これについては よろしいでしょうか。

○糸井川委員

筑波大学の糸井川でございます。こちらの分野に関して余り知らない部分もあるものですから、こういう形でどうでしょうかというご提案なのですが、総則でいいのかどうか分かりませんが、用語の定義があったほうがその後が続きやすいだろうという気がするのです。1つには、UPZとかPAZとかということもありますし、後で発言しようと思っていたところですが、避難場所という言葉と避難所という言葉が出てきたかと思いますが、その役割の違いみたいなところがわからないです。例えば、先ほどのところですと、67ページですが、左のほうに「避難所の開設・運営等」というのが見出しとしてありますが、一番下のところには「避難場所の運営に努める」との表現があり、避難所と避難場所が同一次元で議論されているような部分もあります。これは用語の統一の話かもしれませんが、もしかしたら、例えば、退避もするというところのある一定の期間、そこで生活をするということでの避難所としてする部分と、スクリーニングというような形での機能を有するようなものもあわせて避難場所といっているような気もしますし、そういうところがよくわからない部分がありますので、その辺のところも用語とその中での文言が意味することが統一を図られて、そのためにも用語の定義というのを最初に入れられたらいかがかという気がしたわけです。これはコメントということで、質問ではございません。

○山田委員長

いかがでしょうか。67ページの避難所、避難場所については、最初の項目では避難所になっておりますが、あと出てくるところを見ると、ほとんどが避難場所となっているようですし、避難場所等と書いてあるところと避難場所と書いてあるところで違いますと、何か違いがあるのかなというように感じます。例えば、避難場所というと、とりあえず逃げる場所ということで、場合によっては建物ではないかもしれない。避難所というと、あるいは長期的にいるところが避難所なのか、その辺をどういうおつもりで書いたのか、あるいはたまたま用語が違っているのか、その辺をちょっとご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

お答えしたいと思います。

まず、用語の定義でございますが、警戒事象、あるいは特定事象につきつましては、一部定義をしているところもございます。ただ、先生、今おっしゃられたように、すべてが一般的に通用する言葉ではないということは当然認識をしておりますので、総則等に定義を書いてわかりやすくするというふうな方法はとれますので、そういうふうに対応してまいりたいと考えております。

また一方で、避難所、あるいは避難場所、今、委員長さんがおっしゃられたように、避難場所というと平面的な場所、それから避難所というと屋内、長期的に入れる施設という

ふうな概念かと思います。私どものほうといたしましては、避難所というふうなことで統一した考えで作成したつもりですが、そういうふうなことで記載がありましたら、私どものほうがまだ修正未了という形になっておりますので、もう一度再確認をして文言の統一を図っていきたいというふうに考えております。

○山田委員長

どうもありがとうございました。それでは、第1章、総則については、これでよろしいでしょうか。

では、続きまして、ここからが本番かもしれませんが、まず原子力災害事前対策、第2章について、ご意見等ございましたらお願いいたします。

第2章では、特に、通信手段として新しい方法、あるいは二重、三重に複数の経路を確保するというようなことです。広報の問題、それから事前に避難計画をきちっとつくって整備をしておくというような話、それから、そのために必要な資材等の整備、輸送体制、そういったことが扱われていると思いますが、あわせて避難の訓練であるとか災害に関する教育であるとか、そういう問題も扱われておりますが、いかがでしょうか。

ここでは、事後の対策、緊急対策を含めて、県の指針でございますので、今回ご検討いただいた改定計画の中には、具体的な対応まではまだ盛り込まれる段階には来ておりません。今後、実際の計画自体は市町村レベル、あるいは県、単独の市町村で済むものばかりではございませんので、関連の市町村、あるいは県との調整、さらに場合によっては隣接する県との調整等も必要なことがあって、具体的なことは各市町村のレベルで書き込まれていくと思いますが、それらを作成するための指針というような位置づけであるというふうに認識をしておりますが、いかがでしょうか。

藤城先生,何かございますか。

○藤城部会長

多少補足的になりますが、この案文の中で、委員長おっしゃられたようないろいろな指針、方針を書いてあるのですが、実際に具体化していく過程では、各市町村がそれをベースに、例えば、避難所の開設とか移動手段とかいろいろ考えるわけですが、県としてどこまでできるか、これまで書いたところで本当に実現可能なのかという議論もありました。その辺は、指針としては、ある程度目標を掲げた上で具体をこれから議論していく中で、県としてどこまでやれるかやれないかをもう一度見直して、さらにいいものにしていこうという形の議論が行われて、この指針の提案になったというところがございますので、その辺はかなり欲張った書き方をしている部分もあるかもしれません。

○山田委員長

いろいろと書き込んでいただいている部分があるというお話でしたが、最終的には、これが改定ですから今後このままずっといくというわけではございませんでしょうから、今後、具体策を立てていく上で問題等が出てきたら、また改定を行うというようなことになるかと思います。現在の時点でまとめられるところをまとめたという位置づけかと思いま

す。よろしいでしょうか。

それでは、第3章、緊急事態応急計画、対策を立ておくこともさりながら、実際には起こっては困ることですが、起こった場合にどう対応するかというのが最終的には一番重要なことであると思いますが、3章についてはいかがでしょうか。

○糸井川委員

少し、よろしいでしょうか。

5 mSvであるとか500mSvというような形で、例えば、「数時間以内にPAZの範囲内では避難」という目標だなどというところがございますが、そのフィージブルなところとしては、本当にPAZの領域内というのは、数時間での避難というのは可能なのかどうかというようなことを考えた場合に、例えば、その500なら500というレベルをちょっと下げて、そのかわり数時間というのをもう少し余裕を持たせるというような形で、確実な避難の体制を構築していく、あるいは誘導していくというようなことも考えられるのではないかというふうに思いますが、この500とか、あるいは数時間というようなことが決まった経緯みたいなところをちょっと教えていただけるとありがたいなと思います。

○藤城部会長

私どもが多少認識している範囲でのお話を申し上げますと、一つは、今までの防災の進 め方と大きく変わった点というのは、今まではオフサイトセンターに集まって、あるいは 国との連絡をとりながら防災計画をたて、予想される被ばく線量をベースに範囲を決めた りアクションをとったりしていたわけです。それに対して、それでは間に合わないと、よ り迅速な避難なりその他の活動ができるように、実際に測られる値をベースに、まずその 施設のすぐ近くをPAZという形で決めて,そこからまずは優先的に避難をするというよ り実効性の高いやり方に変えたというのがポイントです。そのときに、ご意見のあった何 を判断のレベルとしてやるかというのは,確かに実際はかなりフレキシブルに考えないと とてもできないものだと思います。それでここで決めたのは、ある意味で一つの判断とし て決めたわけですが,参考にされたのは,一つは,国際基準,IAEAのガイドライン等 があり, もう一つは, 従来日本でいろいろなアクティビティをやってきた10条なり15条の 報告の基準、それから福島での経験、その辺をベースにしたわけですが、それはむしろ国 の検討委員会でいろいろ議論されまして、それで一応案の中にこれが取り入れられようと しているところ、まさにパブコメにかかっている数値であります。それで、そこで論じら れている 0.5μ Sv/hのレベルですが、IAEAなどでは 1μ ぐらい、倍ですが、日本の場 合は,福島の経験を考えるというより,早く判断したほうがいいのではないかということ から、それともう一つ、日本の従来の10条の通報のベースが大体事象事故での経験などを 踏まえて、 0.5μ になっているわけです。そういったところを多分勘案して基準を決められ ているというところだと思います。

それから、その上の 5μ Svは、まさに従来の15条での判断と整合するところですが、これで緊急事態は判断しましょうというところで決まっているのが経緯というふうに理解し

ています。ただいずれにしても、おっしゃられたように、これが絶対だというのではなくて、フレキシブルに判断しないといけないのが、実際の防災活動だと思います。

○糸井川委員

追加で質問ですが、今の測定値というのは、どこかの地点であればその周辺という、あるゾーンの中で1か所でもあればそうするとか、どういう話なのでしょうか。

○藤城部会長

そのような細目はまだはっきり書かれていないのですが、基本的には今の 5μ Svをまず、アクションをとるのは敷地の付近、あるいは固定のモニタリングポストで、もしこういう値が出てきたら即判断、これらのアクションをとりましょうということです。それから 5μ から 500μ というのも同じように、基本的にはその敷地の境界で見張っているのと合わせて、モニタリングのいろいろなステーションでの情報をもとにアクションをとりますということであります。

○糸井川委員

そうすると直ちにPAZの範囲の住民が避難するとか、そういう形になるのですか。

○藤城部会長

もう一つありまして、PAZの範囲ということを決めたことの理由は、まず放射性物質が放出する前に、原子炉の状態が放出するおそれがあるような状況になったら、もう即、放出されなくても予防的に避難をしましょうというのがもともとの発想です。それに加えて、さらに時間的に余裕がある場合には、こういうふうに測られたもので判断しましょうというのがこの趣旨でございます。

○齋藤委員

医療サイドから今の質疑応答とかかわることを申し上げたいと思います。ご承知のとおり、普通の救急医療と違って、緊急被ばく医療の初期医療と二次救急医療と三次は全く違うものでありまして、要するに被ばく状態で変わるということであります。ただいまの最初のほうにございましたが、避難場所と避難所の問題ですが、明確に防災上は、避難場所と避難所は定義づけられているわけでありまして、1次避難所に最初は誘導するわけです。その次に考えなければいけないのが避難場所です。入るべき施設が避難所ということになるわけですが、それと連動して緊急被ばく医療が実施されなければなりません。しかし、医療機関が避難場所に誘導されるという状態も考えられます。医療機関そのものが被ばくを受けるといった場合に、そのシステムを大幅に発災当初から考え直さなければならないという事態への対応策も重要な課題となります。二次緊急被ばく医療機関というのは、茨城では2カ所でありますが、この病院が被災した場合には、同じく防災を中核とするような病院に移動するというシステムをとらなければいけませんので、そこでの情報の一元化と共有化というものが必要になるわけであります。発災直後から問題になってくるのは、情報伝達ということです。これは先ほども県のほうの説明、あるいは委員長や副委員長から言葉がございましたが、県と市町村の連携というものが悪ければ、そのところでたちど

ころに計画は緩んでしまうわけでありますし、実行もおくれていくということになります。 現実に防災デジタル化で幾つかの市町村がなかなか足並みをそろえていないという、残念 な状況がありますので、県と市町村の情報伝達体制に関しましては、確立、確立とうたう だけではなく、速やかに実現していただきたいと思うわけでございます。

それから,話が戻りますが,初期と二次については,一般救急医療に準じて除染されたものとか,安全な場所の確保ができれば,初期,あるいは1.5次緊急被ばく医療は,通常の医療機関で通常救急医療と同様の対応が可能であることを申し上げておきたいと思います。 〇山田委員長

どうもありがとうございました。実際に、運用上は、一番は現場で判断ができるような 基準になっていないと時間的におくれるということはあるかと思いますので、現場で適切 に判断ができるような基準をあらかじめ定めておくというのがいいのではないかと思いま すが、いかがでしょうか。

県のほうで、いかがでしょうか。

○事務局

今,委員からおっしゃられた、県と市町村との連携が重要だというお話、痛切に感じております。あと、検討部会においても、県と市町村の役割分担が非常に重要なものですから、しっかりと書き込むようにというご意見もいただいています。我々としてもそれらを踏まえて、まだ至らない部分も表現としてあるかもしれないので、そこはもう一度精査をいたしまして、しっかりと体制を整えていけるようにしたいと考えてございます。

それから、被ばく医療に関してでございます。これは避難と密接に関係すると思いますが、従来の避難につきましては、避難の基本形というものが本県にはございます。例えば、発電所の場合、EPZ、10キロですが、避難の範囲というのは5キロまでが屋内退避というふうなことで、ゼロから1が全方位避難、1から3が16分の3方位避難、それから先が屋内退避という基準で、要は福島の事故を想定していない、これだけの過酷事故というのは起こらないだろうという中に成り立った避難計画。その中で一時避難場所というものがあって、そこから第二段階として定められた避難場所へ逃げるという発想でありました。ただ今回、福島の事故を経験しまして、その避難の仕方というものは、一時避難場所ではなく、30キロ、UPZの外へまず逃げましょうというのが基本になってまいりますので、一時避難場所を設けるというのではなくて、屋内退避をしながら避難をするというような考え方でいきます。そうしますと、初期被ばく医療にある東水戸病院ほか3病院、全部で5つになりますが、そこの場所的な位置を今後どういうふうにするかということになりますと、緊急被ばく医療マニュアルで今後定めていくだろうと我々も思っていますが、今回の改定の中ではここまでは書き込めないということでご理解いただければと思います。

○齋藤委員

わかりました。

○山田委員長

UPZが30キロに広がりますと、かなり水戸市あたりも引っかかるところが出てくるのではないかと思いますし、避難場所等も事業所は決まっておりますので、多分将来的には具体的な各関連市町村と調整をして具体的な避難場所を定めていくという形になるのではないかと思いますが、今回の指針では、一応避難場所を設けるというところまでが書き込んであるということで、御了承いただければと思います。

○久慈委員

一つ、よろしいですか。

ごく一般的な質問になってしまって申しわけないです。ちょっと原子力のことはよくわかりませんので大変申しわけございません。

避難場所に、女性や子どもたちに対してすごく配慮された内容になっておりますが、要するに高齢者、障害者の方の避難場所について、要援護者の会議の中で老老家庭がかなり多い。では私たちはどうすればいいのか。独居の方は、その対象になりますが、老老でお二人でお住まいという方は結構いらっしゃるのです。そういう方たちの対処とか障害をお持ちの方を持っているご家族の方たちの避難場所というか、そういうものもやはり女性にこれだけのご配慮をいただくので、そういうところを一つにくくらないでもう少し細分化して、避難所というのは大変なことで、私たちも炊き出しをやったのですが、福島からお見えになった方にいろいろ事情をお伺いするのは控えました。そういうこともありますので、30キロ圏内の方が県南のほうに仮に、私は龍ケ崎ですがお見えになった場合、普通の災害で来られる方も中にはいらっしゃるかもしれません。そういう場合、話の内容が全然変わってくるのです。だからそういうこともちょっとご配慮いただいて、市町村のほうにご指示をいただけるようになれば随分助かると思います。

○山田委員長

県のほうでいかがでしょうか。

○事務局

今,計画の中で、避難所という一くくりの中で整理をさせていただいております。やはりご指摘のように、こういう方々を受け入れる施設というのは、一般の公共施設、例えば、体育館とかそういったところでは不都合が生じるというのは重々承知しておりますので、福祉的な避難所と言いましょうか、施設が充実したところ、そういったものも避難所として活用する、それを一般の避難所と福祉の避難所というふうに分けて計画づくりをするというのも十分可能かと思います。

あと現実的には、今回、福島の方を多く茨城県でも受け入れをさせていただきました。 その中でやはり病弱の方も多数おられまして、そういう方々につきましては、一般の体育 館ではなく、保健的な施設が充実している施設を避難所として活用させていただいたとい うこともありますので、そういう方向で今後検討していきたいというふうに思っておりま す。

○山本委員

阿見町消防団の山本と申します。資料4の3ページ、第9節の1の中に、災害時要援護者に対する防災体制の整備というところがありまして、その詳しい内容が資料5の30ページに書いてあるのですが、第9節の1の(2)の中に、県及び所在関係周辺市町村はというふうにありますが、災害時要援護者の名簿というのは、民生委員の方が作成されていると思いますが、有事にこの名簿というのが、個人情報の問題で、消防団ですとかそういったボランティアの方に本当に流れてくるのかという疑問がちょっとありまして、私たち、実際問題にそういった名簿を持ってはおりません。地域の民生委員というのは、私の地区では、民生委員は1人しかおりませんで、その1人の民生委員でそういう対応ができるのかというふうに思います。そこにやはり消防団ですとか自主防ですとか、そういう連携があれば、救出とか救助という手助けができるのではないかと思いますが、そういった情報に関してはいかがなものなのでしょうか。

○山田委員長

事務局のほう、いかがでしょうか。

○事務局

ここに記載をいたしましたのは、まず状況把握をするという前提の中で、その情報を公開するという意味で書いたわけではございません。ですから、その把握に努めるというふうなことで、そういうものを事前に念頭に置きながらその時期の防護対策をとりましょうというふうな前提の中で、ここは記載をさせていただきました。それと、在宅サービス、あるいはその民生委員活動等の実施というふうなことで消防の方々も地域の状況をよく把握をされておりますので、市町村と連携して把握に努めるということでは、十分お役に立っていただきたいというふうに私どもも思いますので、ここの部分については文言の修正を考えいきたいと思います。

○山田委員長

ありがとうございました。私,実は神栖の地域防災計画策定委員会の委員をしておりまして,つい先日,その中でも避難体制,特に,要介護者等をどうするかという話がございました。神栖の場合には,自主防災組織が既に確立しているということで,ない部分は新たにつくる。それから,情報については,自主防災組織で把握しておく。ただ,市民に対しては規則をつくって,守秘に対しても個人情報ですから漏れないようにする手だてをするという形で行うという,自主防災組織づくりのマニュアルというものを策定しております。一例ですが。

○久慈委員

龍ケ崎でも自主防災のほうで、その家族構成について一つの地区約300世帯ぐらいのところですが、個人情報ですので、自主防災の活動以外には使用しませんと役員の方が一戸づつ何回も伺い、住民の方々にご理解、ご協力をお願いし、全戸名簿をいただいてそれを活用しているようです。それでまた、取手の戸頭のほうの自主防災組織も、元気な者ができ

るだけやりましょうという形で、やはり同じようなシステムでやっています。かなり以前は確認情報として警察で各家庭を回っていましたね。それがなくなって、個人情報が始まって、それで私たちも宅配をやっているのですが、個人情報になるということで地図に落とせないのです。勤めがどこでどういうふうにしているかというところまで記入していただいているそうです。これは一つの例として参考にしていただければと思います。

○事務局

どうもありがとうございます。委員長、ちょっとよろしいでしょうか。今の各市町村のほうで原子力にかかわらず、地域防災計画の中で要支援者のプランをつくっておりまして、支援者、要援護者のほうに家族の状況等、これはアンケート的な形で出して、市町村でプランをつくっているという形で進めています。そういった情報につきましては、民生委員の方たちは法的に守秘義務が課せられておりますので、民生委員の方たちが情報を出しているということはありますが、自主防災組織等につきましては、法的に守秘義務が課せられてないものですから、ただそういっても地域の援護者の支援というのは、自主防災組織や消防団等の手を借りるというところがあって、ある程度、最低限の情報は市町村の判断で出していく方向になっているのかなと思っています。それは最低限の情報です。ただ、きっちりした情報は出させないと思っています。今、そういうふうに変わってきていると思います。

○山田委員長

どうもありがとうございました。今,要介護者等の避難について,いろいろご意見を伺いましたが,そのほか緊急事態,応急対策ということで,何かご意見,ご質問等ございますか。

○鈴木委員

8節の4のスクリーニングの実施のところですが、県内での事故対応だけではなくて、 福島の事故で茨城県に避難者が来たというふうなケースというのは、今回のケースでは考 えられているのでしょうか。

○山田委員長

いかがでしょうか,他県での事故に対して,避難してきた人がいた場合のスクリーニングということですが。

これは、他の県での災害に対して茨城県でどう対応するかをここに盛り込んでおくかというようなお話だと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

よろしいですか。この計画は、本県の防災計画ということで、冒頭ご説明したとおり、 対象事業所なり対象範囲、あるいは市町村というのが決まってございます。したがって、 まずは県内で起きた災害への対応ということで整理をさせていただきました。

一方,今回,福島事故で多くの方々が県内にも入って来られました。そのとき,実際と してスクリーニングも行ったわけですが,そういったときにも備えて,この防災計画に準 じて、そのときの状況に応じて対応していく必要があるというふうには考えてございます。 〇山田委員長

どうもありがとうございました。それでよろしいでしょうか。

○山田委員長

そうですね,この改定計画の対象にはなっていないということです。ほかにございますか。

○齋藤委員

集団で引き受ける場合は、コントロールしやすいのですが、個人的にぐあいが悪いから病院から病院へ個々移ってきたり、親戚あるいは知り合いを頼って逃げてきたり、何とかなるだろうといって入ってきたり、まちまちの方が多うございますから、パニック状態下での被災者の動態を把握するのは困難であります。2年前もやはりそういう方々のマネージメントとコントロールは非常に医療面では苦慮いたしました。今後もそういう状況は当然起こると考えられますので、その辺何らかの方法を講ずる必要があるのかなと思います。

○山田委員長

実際に把握をしないと活動もできないということだと思いますし、逃げてきた方から連絡がない限りは、対処しようもないという面もあるかと思います。その辺の協力体制についても、逆に茨城県から他県にお願いしなければいけないことでもあるかと思いますので、茨城県のほうでも他県の事故に対してどういう協力ができるかというようなことをあらかじめ別途定めておいていただければと思います。

○大井委員

防災科研の大井と申します。48ページの災害対策本部設置の決定という箇所では生活環境部長がいなければ防災危機管理局長が代行し、知事が不在であれば副知事となっています。次のページをめくっていただくと、災害対策本部の組織及び所管事務というところでは、災害対策本部の本部長が決まって副本部長が決まるとあります。災害対策本部条例施行規則がわからないのですが、本部長は知事を想定されているのですよね。指揮官は本部長、知事がおられれば知事がされるということで、例えば、54ページの緊急時モニタリングの体制のところでは、改正前は本部長(知事)だったのですが、今回は知事と明記されています。後ろのほうを見ていくと、この県はとか、本部長、知事、県はという言葉が使われているので指揮官がだれかというのがわからなくなるような気がするのですが。

○山田委員長

いかがでしょうか、事務局。わざわざ本部長、知事を訂正してということは、何か意図 があったのだと思いますが、54ページあたり。

○事務局

ここは、県はとか、知事は、あるいは本部長はという表現が3つ、今まで使って防災計 画が成り立っておりました。今回、防災計画を見直すに当たりまして、指示権と言いまし ょうか、組織としての発令というものについては県にしよう。それと災害対策本部設置後、 本部長の権限として指示をするものについては本部長。それから、モニタリングセンターの設置、ここは知事はというふうに書きましたが、災害対策本部長としての指示権ではなくて、知事としての指示というものがふさわしいだろうということで、この部分については見直したというふうなことでございます。

○大井委員

わかりました。

○山田委員長

今までよりも, 逆に厳密にしたということでよろしいですね。

○事務局

ええ、厳密にというか、私どもの防災計画が原子力編のほかに地震編、あるいは津波、 風水害ございます。そちらの表現も場合、場合によって言いかえておりますので、それに 準じた表現にしたということでございます。

○糸井川委員

細かい話で恐縮ですが、例えば、資料5の62ページ、これは、その前に46ページでも同じように表組みが出てきて、表組みに関しては、項の名前として事故発生時における県の体制及び職員の配備体制区分及び内容ということがあって、いきなり表が出てこなくて、少なくても一文は書いてあるということですが、この62ページはいきなり表が出てきており、非常に奇異な感じを受けます。結局この基準をどこで適用するのかという適用のところは、恐らくは次に続く63ページの真ん中辺にウというのがあって、OILが出てきますから、その辺で使うのかなというふうに思うのですが、ここの表がどこで使われるか、あるいはこの表をどこで引用するかということが十分には読み取れないという構造がありますので、ここら辺のところをちょっとはっきりさせていただけると大変ありがたいかなと思います。

○山田委員長

いかがでしょうか。

○事務局

はい。委員ご指摘のとおりだと思います。大変提出して申しわけないのですが、第8節1のところにやはり一文、リード文なりを入れる必要があるとは思っております。ご指摘も踏まえて少し文章を追加させていただきたいと思います。正直ベースで申し上げますと、国のほうで出てきた考え方を急きょ差し込んだという経緯もございまして、若干言葉足らずになってしまったこと申しわけないと思っております。

○山田委員長

これが一番新しく盛り込まれた部分という形になるわけですね。これについては、まだ 最終的に国の基準も確定したわけではないということで、今後それに変更等があった場合 には、それに準じて訂正も場合によっては行うということでよろしいでしょうか。

第3章については、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もう一度全体を通じてどの項目でも結構ですので、何かご意見等ございます か。

ないようですので、それでは、全体の主要な議事についてはこれで終わらせていただきます。